

## 個人情報取扱事務登録制度の概要

## 《条例の規定》

霧島市個人情報保護条例第 14 条では、実施機関（市長(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。)、消防局長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公平委員会及び議会)に対して、実施機関が個人情報を取り扱う事務のうち、個人情報ファイルを使用するもの（個人情報取扱事務）について、同条第 1 項各号に掲げる事項を記載した、『個人情報取扱事務登録簿』を備えることとしています。

総務課では、新たに開始された、変更された又は抹消された実施機関の個人情報取扱事務について、年 1 回照会を行い、取りまとめた結果を『霧島市個人情報保護審議会』に報告しています。

## 《根拠条文》

○霧島市個人情報保護条例（平成 17 年霧島市条例第 11 号）

## 第 2 節 個人情報取扱事務の登録等

第 14 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人情報ファイルを使用するもの(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備え、一般の閲覧に供しなければならない。

(1)から(9)まで 略

2 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 実施機関は、個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに当該個人情報取扱事務の登録を抹消しなければならない。

4 実施機関は、前 2 項の規定による登録、変更又は抹消をしたときは、遅滞なく、その旨を霧島市個人情報保護審議会に報告しなければならない。この場合において、霧島市個人情報保護審議会は、当該事項について意見を述べることができる。

5 前各項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

(1) 市の職員又は職員であった者に係る個人情報取扱事務であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生等に関する事項又はこれらに準ずる事項(実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報取扱事務を含む。)を取り扱うもの

(2) 一般に入手し得る刊行物等に係る個人情報を取り扱う事務

(3) 前 2 号に掲げる事務のほか、実施機関の定める事務

《個人情報取扱事務の登録フロー》

